

議案第 2 2 号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

区分		報酬の額		費用弁償の額
1	議会の議員		円	市長の旅費相当額
	議長	月額	645,000	
	副議長	月額	558,000	
	議員	月額	520,000	
2	教育委員会の委員			同上
	委員長	月額	110,000	
	委員	月額	81,000	
3	選挙管理委員会の委員			同上
	委員長	月額	59,000	
	委員	月額	35,000	
	補充委員	日額	11,000	
4	監査委員			同上
	識見を有する者のうちから選 任された委員	月額	110,000	
	議会の議員のうちから選任さ れた委員	月額	43,000	
5	公平委員会の委員			同上
	委員長	月額	35,000	
	委員	月額	27,000	
6	農業委員会の委員			同上
	会長	月額	59,000	
	委員	月額	43,000	
7	固定資産評価審査委員会の委 員	日額	11,000	同上

8	選挙長	選挙 1 回につき 19,000	予算に定める範囲内の額
9	投票管理者	選挙 1 回につき 19,000	同上
10	期日前投票管理者	日額 16,000	同上
11	開票管理者	選挙 1 回につき 19,000	同上
12	選挙立会人	選挙 1 回につき 13,000	同上
13	投票立会人	選挙 1 回につき 15,000	同上
14	期日前投票立会人	日額 13,000	同上
15	開票立会人	選挙 1 回につき 13,000	同上
16	総合計画審議会の委員	日額 11,000	同上
17	行政改革推進委員会の委員	日額 11,000	同上
18	表彰審査委員会の委員	日額 11,000	同上
19	情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額 11,000	同上
20	政治倫理審査会の委員	日額 11,000	同上
21	生活安全推進協議会の委員	日額 11,000	同上
22	特別職報酬等審議会の委員	日額 11,000	同上
23	公務災害補償等認定委員会の委員	日額 11,000	同上
24	公務災害補償等審査会の委員	日額 11,000	同上
25	社会教育委員	日額 11,000	教育長の旅費相当額
26	社会教育指導員	月額165,000円を超えない範囲内で、任命権者が定める額	行政職給料表 6 級の職員の旅費相当額
27	少年指導員	年額 20,000	同上
28	男女共同参画プラザ運営審議会の委員	日額 11,000	副市長の旅費相当額
29	公民館運営審議会の委員	日額 11,000	教育長の旅費相当額
30	文化財保護審議会の委員	日額 11,000	同上
31	体育指導委員	年額 34,000	行政職給料表 6 級の職員の旅費相当額
32	文化センター運営審議会の委員	日額 11,000	教育長の旅費相当額
33	市民会館運営審議会の委員	日額 11,000	副市長の旅費相当額
34	民生委員推薦会の委員	日額 11,000	予算に定める範囲内の額
35	障害程度区分判定審査会の委員	日額 11,000	副市長の旅費相当額
36	休日応急診療運営協議会の委員	日額 11,000	予算に定める範囲内の額

37	国民健康保険運営協議会の委員	日額	11,000	副市長の旅費相当額
38	介護認定審査会の委員	日額	11,000	同上
39	中小企業振興対策審議会の委員	日額	11,000	同上
40	都市計画審議会の委員	日額	11,000	同上
41	土地区画整理審議会の委員	日額	11,000	同上
42	土地区画整理評価員	日額	11,000	同上
43	ラブホテル建築規制審議会の委員	日額	11,000	予算に定める範囲内の額
44	国民保護協議会の委員	日額	11,000	同上
45	防災会議の委員	日額	11,000	同上
46	水道水源保護審議会の委員	日額	11,000	同上
47	その他非常勤の委員及び職員	日額11,000円を超えない範囲内で、任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、月額又は年額で定めることができる。		同上

備考

- 1 第8号、第9号、第11号から第13号まで及び第15号中「選挙1回」とあるのは、同日に2以上の選挙が執行される場合を含むものとする。
- 2 第13号の投票立会人又は第14号の期日前投票立会人の報酬の額については、その者の立会時間が投票時間（投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの間をいう。）の2分の1を超える場合は当該額とし、2分の1以下の場合は当該額の2分の1に相当する額とする。
- 3 第3号（補充委員に限る。）、第7号、第16号から第25号まで、第28号から第30号まで及び第32号から第47号までに規定する非常勤の職員の報酬の額については、その会議等に要する時間が1時間を超えないときは、当該額の2分の1に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。